

## 熊本港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付要項

### (目 的)

**第1条** この要項は、熊本港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用する荷主に対し、熊本港ポートセールス協議会がコンテナ輸出入に要する経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、熊本港における取扱貨物の増加を図り、国際物流の利便性向上、さらには熊本県における貿易活動の拡大に寄与することを目的とする。

### (定 義)

**第2条** この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規利用企業 前年度に熊本県内港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用した輸出入に係る国際コンテナ利用拡大助成金の交付を受けていない企業。ただし、国内コンテナ定期航路については、国際フィーダー貨物を対象とし、国内のみの移出入は除く。
- (2) 継続利用企業 前年度に熊本県内港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用した輸出入に係る国際コンテナ利用拡大助成金の交付を受けている企業。ただし、国内コンテナ定期航路については、国際フィーダー貨物を対象とし、国内のみの移出入は除く。
- (3) TEU 20フィートコンテナ換算のコンテナ取扱個数の単位をいう。
- (4) 実入りコンテナ 貨物を積載しているコンテナをいう。
- (5) 国際フィーダー貨物 国内コンテナ定期航路を利用して、阪神港、京浜港より輸出入する貨物をいう。

### (助成対象者)

**第3条** 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人経営者を含む。以下同じ。）が荷主となる場合に交付するものとする。この場合において、商社等との契約により、当該企業が直接荷主とならない場合は、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。ただし、荷主が助成を受ける意思がない旨の確認ができれば、当該荷主の貨物を輸送した船会社、フォワーダー等を助成対象者とするすることができる。

- (1) 当該年度に熊本港国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用して輸出入した企業。
- (2) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。

### (助成金の額)

**第4条** 助成金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新規利用企業に対する助成金については、当該年度における実入りコンテナ取扱個数1TEU当たり2万円(小口混載貨物を除く。)を助成する。
- (2) 継続利用企業に対する助成金については、当該年度における実入りコンテナ取扱個数1TEU当たり1万5千円(小口混載貨物を除く。)を助成する。

### (交付申請)

**第5条** 助成金の交付申請については、次の各号のとおりとする。

- (1) 新規利用企業に対する助成金について、助成金の交付を受けようとする荷主(以下「申請者」という。)は、港湾運送事業者を通じ、前月のコンテナ輸出入実績分を、翌月15日までに、【新規利用企業】熊本港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付申請書(別記第1号の1様式)に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、3月実績分については、3月31日までに提出するものとする。
- (2) 継続利用企業に対する助成金について、申請者は、港湾運送事業者を通じ、前月のコンテナ輸出入実績分を、翌月15日までに、【継続利用企業】熊本港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金交付申請書(別記第1号の2様式)に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、3月実績分については、3月31日までに提出するものとする。

### (交付決定)

**第6条** 会長は、前条の申請書を受理したときはその日から14日以内に申請内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定する。交付する場合は、すみやかに当該申請者へ助成金を交付し、不交付の場合は、熊本港国際コンテナ利用拡大助成事業助成金不交付決定通知書(別記第2号様式)により通知する。

### (助成金の返還)

**第7条** 会長は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

### (その他)

**第8条** この要項に定めるほか、当制度の運営について必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要項は、平成24年5月8日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 3 この要項は、平成26年6月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 4 この要項は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 5 この要項は、令和元年（2019年）6月14日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。